

秋田県受動喫煙防止対策支援事業費補助金のお知らせ

⚠️ 飲食店での屋内禁煙が原則義務化となります ⚠️

健康増進法及び秋田県受動喫煙防止条例に基づき、令和2年4月1日から、従業員がいる飲食店等は原則として屋内禁煙となります。



屋内全面禁煙化に取り組む小規模飲食店に、

最大 10万円 助成します!



対象となる飲食店



既存の飲食店（資本金または出資金の総額が5千万円以下）で、次の要件をすべて満たすこと。

- ☑️ 客席面積が100㎡以下であること
- ☑️ 従業員（親族（6親等以内）及び家事使用人を除く）を雇用していること
- ☑️ 過去3年度において法令違反がないこと
- ☑️ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないこと

補助内容

- ☑️ 対象経費：補助対象事業に係る経費（工事費、外注費、備品購入費等）
- ☑️ 補助割合：9/10
- ☑️ 上限額：10万円

補助対象事業

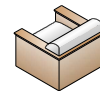
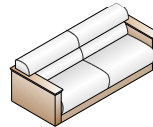
- ①喫煙所・喫煙室の撤去 ②壁紙・カーテン等の交換



※①、②は単独もしくは両方の実施が対象となります。



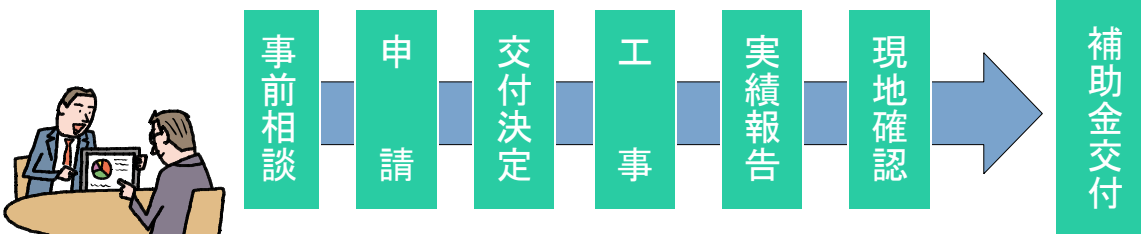
- ③上記の取組と併せて行う家具備品の交換



※③のみの申請はできません。

手続の流れ

補助金の申請にあたっては、事前に県窓口へご相談ください。
また、工事等の契約や備品等のご購入については、県の交付決定を受けた後に行ってください。



お問い合わせ先

秋田県健康福祉部 健康づくり推進課
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
TEL 018-860-1429(専用ダイヤル)
E-mail kenkou@pref.akita.lg.jp

～様式のダウンロード等はここから～



秋田 健康寿命日本一

検索

飲食店に求められる受動喫煙対策について



飲食店等は令和2年4月1日から【**原則屋内禁煙**】となるほか、以下の規制の対象となります



従業員への受動喫煙対策

事業主(管理者)は、従業員の受動喫煙防止に取り組むよう努めなければなりません。



20歳未満は立入禁止!

20歳未満の方は、従業員も喫煙が可能となっている場所に立ち入ることはできません。



標識の掲示が義務づけ



飲食店においては、店内禁煙か、喫煙室があるかどうかについて店頭に掲示しなければなりません。

喫煙室の設置について

飲食店等は原則屋内禁煙となることから、喫煙は専用の喫煙室でのみ可能となります。この際に設置可能な喫煙室のタイプについては、飲食店の経営形態等によって異なります。喫煙室の設置を検討される場合には、次の要件等を確認してください。

要件

1. 令和2年4月1日時点で営業している店舗であること
2. 資本金または出資の総額5,000万円以下であること
3. 客席面積が100㎡以下であること

すべて満たす【既存特定飲食提供施設】

1つでも満たさない

従業員がいる

従業員がいない

全面禁煙にする場合

改装費等の補助が受けられます。(表面参照)

令和2年4月以降、喫煙できる飲食店にする場合

店内に下記の基準1～3を満たす「**喫煙専用室**」または「**喫煙可能室**」を設置する必要があります。

- ※「喫煙専用室」では、飲食できませんが、「喫煙可能室」では、飲食が可能です。
- ※下記の基準2を満たすことにより、店内の全部を「喫煙可能室」とすることもできます。

店内に下記の基準1～3を満たす「**喫煙専用室**」を設置する必要があります。

※「喫煙専用室」では、飲食できません。

従業員がいる場合は

令和7年4月以降は「喫煙可能室」を設置できませんので、「**喫煙専用室**」を設置する必要があります。



加熱式たばこに限り喫煙及び飲食が可能な、下記の基準1～3を満たす「**加熱式たばこ専用喫煙室**」を設置できますが、受動喫煙防止のため、できるだけ紙巻きたばこと同じ「喫煙専用室」での喫煙をお願いします。

⚠️ 喫煙専用室等の基準

- 1 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- 2 たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- 3 たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること